

2025-2027 年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、参加者が日本や世界のジェンダーに基づく暴力（SGBV）課題に対する対策について相互理解を深め、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした SGBV 対策の改善策を検討することを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人国立女性教育会館（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は 1977 年に文部省の附属機関として設立され、設立以来国内外の女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修及び女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施してきました。外国人を対象とした男女共同参画推進にかかる交流や研修には累計 500 人以上の受入実績があり、ジェンダーに基づく暴力についてもセミナー開催実績を有する等、同分野における専門的知識及び豊富な研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025 年度～2027 年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025 年度）：
遠隔 2025 年 9 月 3 日（水）・9 月 4 日（木）及び 2025 年 12 月 19 日（金）
（予定）
来日 2025 年 9 月 23 日（火）～2025 年 10 月 10 日（金）（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 8 月初旬～2026 年 2 月下旬（予定）
契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年3月11日(火)正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意 点」を参照の上、提出期限までに必着。
	通知日	2025年3月13日(木)
(2) 審査結果 の通知	通知方法	メール
	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求方法	メール
	請求締切日	2024年3月19日(水)
	回答予定日	2024年3月25日(火)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1)参加意思確認書(様式 1)
- 2)令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3)提出場所・メールアドレス
〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5
JICA 東京 産業開発・公共政策課(担当:香川)
Email: tictip@jica.go.jp 電話:03-3485-7630

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025年度～2027年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」

(2) 技術研修期間（予定）

2025年度

遠隔 2025年9月3日（水）・2025年9月4日（木）及び12月19日（金）

来日 2025年9月23日（火）～2025年10月10日（金）

2026年度、2027年度の実施時期は状況により変更があるため未定

(3) 研修員（予定）

1) 定員 15名（応募状況や選考の過程で、変更の可能性あり）

2) 研修対象国 東ティモール、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、サモア、ニウエ、ボツワナ、ナイジェリア、ザンビア、ジンバブエ、コートジボワール

3) 研修対象組織・対象者

ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するナショナル・マシーナリー（女性省等）や、その他の関連省庁や自治体、公的シェルターなどの関連組織。民間シェルターやNGO/NPOなどの市民社会組織。

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

ジェンダーに基づく暴力(Sexual and Gender-based Violence: SGBV)は、女性や少女の心身の健康や人権を脅かし、地域の社会や経済に多大なダメージや損失をもたらす深刻な社会課題である。現在、世界の3人に1人の女性が、社会文化的に構築された固定的な性役割や性規範を背景に身体的・性的暴力を受けている。これらの被害による世界経済の損失は、医療や社会福祉の増加や女性の労働生産性の低下による影響を含め、年間1.5兆ドルにのぼるとも試算されている。

JICAは、女性や少女が尊厳をもって安全に、それぞれの能力を発揮して生きていくことができる社会の実現に向けて、SGBVの撤廃に向けた取り組みを推進している。具体的には、「被害者中心アプローチ」に基づいて、SGBV被害者の保護・救済および自立・社会復帰に向けた支援システムが整備・強化されるために、人材育成・能力強化や、政策・制度およびインフラの整備を行う。同時に、暴力の根幹である固定的な性役割や社会規範、男性を優位とする価値観や不平等な関係を解消するため、地域や社

会の意識と行動変容を促していく。これにより、被害を受けた女性や少女がその沈黙を破るとともに、心身の健康の回復と自立・社会復帰に向けて適切な支援サービスを受けることができる社会の構築をめざす。

この方針の下、JICA は 2009 年からメコン川流域地域における人身取引対策事業を展開し、2021 年には南スーダンとパキスタンに「ジェンダーに基づく暴力の撤廃アドバイザー」を派遣、2023 年にはケニアにおいて「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」を派遣、2024 年度からは南スーダン、パキスタンにおいて個別専門家の成果を踏まえた技術協力プロジェクトを開始する等、SGBV 対策に係る事業を進めてきている。今後より広い地域での展開を目指し、SGBV 課題に関する日本の取組みと相互理解の促進を目的として、本課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」を 2022 年度より開始、2024 年度まで 3 回実施した。第 2 フェーズとなる今回も、国際的なスタンダードである被害者中心アプローチに基づく支援のあり方や、SGBV に向けた日本の関連政策や制度、行政および民間の取組みについて学ぶ機会を提供する。また、研修員が互いの出身国・地域における取組みから学び合い、各国の取組み強化に向けたアクションプランの作成を目的とする。今フェーズではアクションプランの具体的な実施に向け、実務的・実効性のあるプランの検討や作成方法を学ぶ機会をつくり、考え方の支援にも重点を置いて実施する。

(6) 案件目標 ジェンダーに基づく暴力の予防や、被害者の保護、自立と社会復帰、加害者処罰に向けた取組みが強化される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 視察や講義、意見交換を通じて、参加国及び日本における SGBV 撤廃に向けた取組みの経験や知見・教訓、課題が共有される。
- 2) SGBV の撤廃に向けた取組みにおける国際的なスタンダードである「被害者中心アプローチ」に基づく支援のあり方および実践方法への理解が深まる。
- 3) 参加国において、被害者中心アプローチに即した、SGBV の撤廃に向けた取組み (ジェンダーに基づく暴力の予防や、被害者の保護、自立と社会復帰、加害者処罰) を強化するためのアクションプランが作成される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

1. インセプションレポートの発表
2. 講義・討議・演習：SGBV 被害に関する世界の現状と課題、その撤廃に向けた国際潮流、SGBV の本質・背景・要因・形態・特徴、SGBV 被害による社会・経済的コスト、トラウマや心理的影響、被害者支援に必要な心構えやスキル (被害者中心アプローチに基づく支援のあり方、相談や保護、自立・社会復

帰支援において必要なスキル、セルフケアのあり方等)等

3. 視察・討議：関係省庁、地方自治体、司法関連団体、女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（病院一体型等）、民間シェルター、NGO/NPO等
4. 各国における具体的取組のためのアクションプランの作成・発表、等

2) 研修方法

- ア. 講義・討議
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年度

2025年8月初旬～2026年2月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

※2026年度、2027年度の実施時期は状況により変更があるため未定

(2) 業務の概要

日本の行政や民間の取り組みの経験や知見、および、JICA グローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」、特に「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃」を踏まえつつ、ジェンダーに基づく暴力の予防や被害者の保護、自立・社会復帰、加害者処罰に向けた取り組みのあり方について互いに議論し、学びあう。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書の期日の記載があればその記載の期日までに）提出する。

4. 留意事項

1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

(2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

(3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

(4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上